

『川崎市子どもの権利に関する条例』についての井戸端学習会

こんな時

どうしますか？

子ども部屋に
買い与えた覚えのない
CD やゲームソフトを
みつけた。

子どもたちが本当に求めているのは
モノやお金じゃない
のかもしれない…



最近、学用品をよく失くす。
理由をきいても
「わからない」としか言わない。

友達が帰ったあと
部屋にあったおもちゃが
なくなっているのに気がつ
いた。

「子どもの権利に関する条例について」…といっても 堅苦しい内容ではありません。
上記の例のほかにも 日常の中でよくある
え？こんな時どうしたらいいの？ と思う様々な場面を 参加者同志で共有しながら
対処方法を一緒に考えていきます。

(ウラ面 「子どもの権利に関する条例」の抜粋を ぜひご一読下さい。)

<開催日> 2013年2月8日(金) 午前10:00~12:00

<会場> 川崎市立向丘小学校 特別活動室

<講師> 稲本義範(NPO法人 全国万引犯罪防止機構 普及推進委員)

<対象> 関心のある方 定員40名

<参加費> 無料

<申込み方法> 宮前市民館に電話または直接来館の上、お申込み下さい。

問い合わせ 宮前市民館 Tel 044-888-3911

<主催> 「子どもの万引きについてもっと知ろう考えよう」企画委員会・川崎市教育委員会

当日は お話を聞くだけでなく

井戸端会議的に ざっくばらんに意見交換をしましょう!!

川崎市が 全国に先駆けて 制定した『子どもの権利に関する条例』の抜粋です。

<参考資料>

○川崎市こどもの権利に関する条例（抜粋）

平成12年12月21日条例第72号

第2章 人間としての大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

（ありのままの自分でいる権利）

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

（自分を守り、守られる権利）

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。